

ようこそ ニセコ町へ

ニセコ町まちづくり視察資料

SDGs未来都市・環境モデル都市



■豪雪や災害から町民生活を守り、環境配慮、町の魅力発信を体現するニセコ町役場
第34回北海道赤レンガ建築奨励賞受賞（令和3年度）



■住民団体の要望によって尻別川に設置された魚道



■ニセコ町市街地の中心を走る綺羅街道（道道）14年にわたる改修事業の舞台
平成14年全国都市景観大賞受賞



■小・中学生まちづくり委員会で決めたふるさと眺望点



■冬には多くのスキーヤーでにぎわうニセコアンヌプリ

1. 基本概念

まちづくりのテーマ（基本構想）

『住むことが誇りに思えるまちづくり』

～暮らしやすさが実感できる、元気とやすらぎのあるまちづくり～

テーマ具現化の保障 まちづくりの共通ルール まちの「憲法」として

ニセコ町まちづくり基本条例

平成12年12月成立
 平成13年 4月施行
 平成17年12月一次改正
 平成22年 3月二次改正
 平成26年 3月三次改正なし
 平成30年 3月四次改正なし

情報共有

原則（まちづくり基本条例第2条）※抜粋

まちづくりは、わたしたち町民がまちづくりに関する情報を共有することを基本に進めなければならない

（ニセコ町情報公開条例前文）※一部加工

個人の知る権利を保障するとともに町の説明責任を明らかにし、公正で分かりやすいまちづくりを推進する

町民の権利（まちづくり基本条例第3条）

わたしたち町民は、町の仕事について必要な情報の提供を受け、自ら取得する権利を有する

町（議会、執行機関等）の責務

- ・説明責任（同第4条）
- ・情報の収集及び管理（同第8条）
- ↓ ↑
- ・個人情報の保護（同第9条、ニセコ町個人情報保護条例）

住民参加

原則（まちづくり基本条例第5条）

町は、町の仕事の企画立案、実施及び評価のそれぞれの過程において、町民の参加を保障する

町民の権利（同第10条）※抜粋

わたしたち町民は、まちづくりの主体であり、まちづくりに参加する権利を有する

未成年の町民の権利（同第11条）

満20歳未満の青少年及び子どもは、それぞれの年齢にふさわしいまちづくりに参加する権利を有する

議会、町長の責務（同第17～35条）

- ・議会は広く町民から意見を求める
- ・町民の信託に応えた町政
- ・町職員は「まちづくり専門スタッフ」
- ・附属機関（審議会など）への公募委員配置
- ・意見・要望・苦情などへの応答義務

町民の責務（同第12条）

わたしたち町民は、まちづくりの主体であることを認識し、総合的視点に立ち、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持たなければならない

まちづくりの2大原則

2. 実践の積み重ねによる基本概念の達成

- 文書管理（ファイリング）システム・原則公開の諸会議、委員会及び会議録の公表
- 財政の透明化（財政危機突破計画、予算編成、予算ヒヤリングの公開）
- 財政状況の公表、予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」の発行、
- 情報公開条例、個人情報保護条例（平成11年4月施行）
- 特別職の就任時の宣誓（宣誓文は広報紙で発表）

<広報広聴事業の充実>

- まちづくり広聴箱、「私の意見」（手紙、メール）、HP の問合せ
- メディアミックスによる効果的な情報発信（課題提示型広報誌「広報ニセコ」、公式ウェブサイト、コミュニティFM、ツイッター、フェイスブック、LINE など）

- まちづくり町民講座 ● まちづくり懇談会
- 「こんにちは（おばんです）町長室」
- まちづくりトーク ● まちづくり講演会

自ら責任を持って
行動するまちづくり

住民参加の取組み

- 各種委員公募 ● まちづくり委員会 ● ふるさとづくり寄付制度（条例）
- 条例や計画を制定、改廃する際の住民参加義務付け
- 事業ごとの住民検討会議（中心市街地、道の駅、温泉施設など）
- 住民自らの事業企画、運営（NPO法人による学習交流センター「あそぶっく」運営）
- コミュニティ支援（まちづくりサポート事業）
- 町民投票制度（最終手段として担保）

<未成年者の住民参加の保障>

- 子ども議会 ● 小中学生まちづくり委員会

透明性の確保・説明責任の明確化

情報共有の取組み

取組みを支えるために ～町職員「まちづくり専門スタッフ」の育成～

- 職員研修の充実（政策法務能力の向上、人的ネットワークの充実）
→ 自ら考え行動できる職員＝自律して町民とともに歩む職員・組織づくり
- さまざまな連携（インターンシップ受入、CIR・ALT配置、研究会や学会への参加など）
- 横断的な職務遂行、職員プロジェクトチーム
- ファイリングシステムの活用など、効率的な情報共有・業務運営

3. 主な実践(取組み)の概要

文書管理システム (ファイリングシステム)

町民が主体的なまちづくりを進め、議論するためには、まちの情報が常に共有されていなければならない。**行政の情報＝町民の共有財産**の認識のもと、行政は情報を体系的に管理する責務がある。そこで、平成12年度からファイリングシステムを導入・運用。平成16年には、ファイリングを基本とする文書管理条例を整備。

ファイリングシステムの目的は、情報の検索性を高め、情報を高度に利用することである。そのために、**文書の私物化を徹底的に排除し、文書(情報)を共有化**することで、誰でも情報を活用することができるようになっている。また、職員が文書の検索に費やす時間を要しないため、行政コストの大幅な削減につながっている。



庁舎内の現年度・前年度文書は全てキャビネットに収納する。フォルダに収納された文書は、ガイド名を目視検索することにより、30秒以内の取り出しが原則。



退庁時には、すべての文書がキャビネットに収納され、机の上には何も残らないため、まるで「滑走路」ようになる。業務環境にも厳しいルールがある。



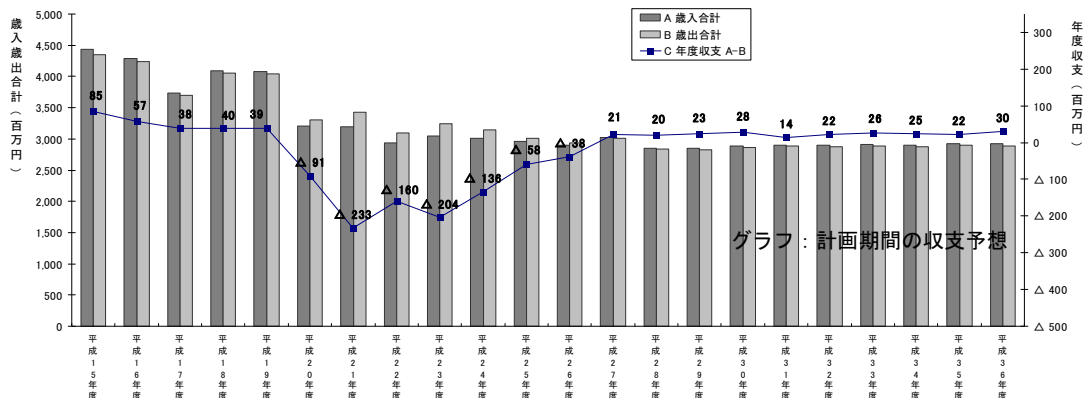
本町では、すべての端末からデータ入力や情報の検索を可能とした「文書目録公開システム」を独自に開発。文書目録のデータは、オープンデータとして2020年3月から公開中。

財政危機突破計画(長期財政計画)

直面する厳しい財政状況を正確に捉え、どのようにその厳しさを乗り越えるのかについて、町民と情報共有することも重要である。平成16年9月、町村合併の是非を問う議論が進められるなか、単独で自立した行政運営を続けた場合の財政状況を推計した「財政危機突破計画」を作成。この計画は合併の是非を判断するための参考資料として、町内の全世帯に配布されている。現在、合併議論は白紙となり、本町では持続可能なまちづくりを目指すため、この計画に基づき

行財政運営を行っている。**計画の進捗状況は、毎年町民に報告される。**

また、平成24年度からこの計画の「中期財政見直し」を行い進捗管理に努めている。



■計画期間:平成17年度～令和6年度(20年間)

※本計画は、ニセコ町公式サイト(<https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/zaisei/zaiseikiki/>)でご覧いただけます。

予算説明書「もっと知りたいことしの仕事」

町の予算は本来、町民のものであり、行政には毎年度の予算を町民にわかりやすく説明する責務がある。そこでニセコ町では、法律で定める通常の予算書では伝わらない予算の具体的な内容を、町民にわかりやすくお知らせするため平成7年度から本書を作成し、毎年5月に町内全世帯へ無料配布している。

本書はすべての事業に加え、町の財政状況についても町の借金(町債)や貯金(基金)の額、町長や職員の給料の状況などを掲載。なお、各事業の掲載方法は、予算費目や担当部署ごとに掲載するのではなく、総合計画に基づいた事業の分野別(生活、教育、環境、福祉など)に分類。財政の健全性に関心が集まるなか、地方財政健全化法に対応した健全化判断比率(4指標)の状況も掲載。

平成17年に実施した町民アンケート調査では、回答者の61%が「役に立っている」と評価し、継続的な発行(町による予算内容の説明)を求める声が根強い。

■仕様(令和5年度版):A4版194ページ 2,300部発行

■令和5年度作成金額:約116万円

※町外にお住まいの方も入手できます(1部1,100円(株)ニセコリゾート観光協会にて販売。ニセコ町ホームページから購入方法が確認いただけます。)



説明文は行政用語を極力排除し、中高生が読んでも分かるように心がけて作成している。
また、工事箇所の説明も図面を活用するとともに、事業の予定日なども掲載し、日常的に活用できるようにしている。

まちづくり町民講座、まちづくり講演会・シンポジウム

「まちづくり町民講座」は、役場の担当課長などが説明者になり、町民へ自分の担当分野の現状や課題をお知らせし、その課題について議論する場。平成8年度から始まったこの取り組みは、令和4年度には通算212回となった。

町民講座の役割は、大きく分けて2つある。1つは、町の将来に向かっての課題を住民と行政が共有し、共に考える場。もう1つは、職員が自分の仕事について住民に分かりやすく説明する力、対話する姿勢、意見をまとめる能力を養う研修の場でもある。

この他、「まちづくり講演会、シンポジウム」として、外部講師なども交え広範な議論、勉強会なども毎年展開。最新の課題について共に考える場を提供し続けている。



■令和5年度予算:3万円

(その他各種講演会開催助成金などを活用)

第100回記念講座では外部講師も招いて、町民のみなさんによるパネルディスカッションも行なった。

コミュニティFM「ラジオニセコ」

ニセコ町ではオフトーク通信を利用し、町の情報を町民へ提供してきたが、機器の老朽化等により平成20年12月をもって廃止した。その後、防災無線やIP告知端末などさまざまなツールを検討し、役場からの情報提供のほか地域のコミュニティ活動を情報面から支援し活動の活性化に寄与できる、コミュニティFM「ラジオニセコ」を平成24年3月に開局。このラジオニセコは公設民営で、放送運営は(株)ニセコリゾート観光協会が行っている。小さな町のラジオ放送運営は広告費収入だけでの継続的な運営は難しいため、町として費用面でも全面的に支援している。新たな情報発信のツールにより、より一層、情報共有の手立が増えたことになる。また、町から町民と町内事業所へ防災ラジオの無償貸付を行い、災害時における情報伝達の一端を担っている。さらに職員はいつでも誰でも放送ができるように、毎月第3水曜日に役場の簡易放送所から訓練をかねた割込み放送を輪番で行っている。

■施設開設:平成24年3月31日

■整備費:1億404万円(局舎、放送設備等)

■放送中継車:142万円

■防災ラジオの購入費:2,970万円/3,000台

■運営費補助:900万円(令和5年度)

■放送・施設管理委託:年間1,600万円

■放送局員:局長1名、局員2名



**RADIO
NISEKO**
76.2MHz



気軽な参加 ～ まちづくりトーク、こんにちは町長室、まちづくり懇談会

■まちづくりトーク

町民がグループで町長と懇談したい場合に利用できる制度。5人程度の町民が集まれば、指定する日時・場所に町長や担当部署の職員が訪問する(町民が場所の用意ができない場合は、町が手配する)。少人数での意見交換により、濃密な情報共有・住民参加が期待できる場となっている。

これまでに、財政問題、子育て環境問題など、さまざまな課題が議論されている。

■実績(平成7年2月～):のべ1,084人参加 ■予算:なし

■こんにちは(おぼんです)町長室

毎月1回、2時間程度開催する町長室開故事業。開催は日中(こんにちは)と夜(おぼんです)を毎月交互に設定している。この制度は居住地を問わず、1人から利用でき、1組あたりの懇談時間は30分程度としている。議題についても特に問わず、町長が直接対応。町が対応すべき案件が寄せられた場合には、町長から職員へ対応を直接指示。

■実績(平成8年7月～):のべ約415人参加 ■予算:なし

■まちづくり懇談会

各地区の会場やサークルなどの集まりに町長、副町長、教育長などがおじゃまし、まちの課題やさまざまな計画を共有する場。参加者の意見や要望を懇談し、次年度の予算づくりに反映する制度。

■実績(令和4年度):11会場で実施 意見・要望の数:延べ114件

■予算:なし



寿
大
学
で
行
っ
た
、
出
前
ま
ち
づ
く
り
懇
談
会

まちづくり委員会

まちづくり基本条例の理念に則り、町民が総合的にまちづくりを議論できる場として、平成13年度から行っている取り組み。委員は公募委員を含む10人が2年間の任期を務める。活動は年に数回、検討中や進行中の町の事業について意見交換を行っている。

事業評価の機能など、今後の役割発展が期待できる。

■令和5年度予算額:1万円(会議費・保険料など)

※後述する「小学生・中学生まちづくり委員会」と共通予算

まちづくりサポート事業

住民が組織的に行うまちづくり活動に対する助成制度。シンポジウムや地域づくり活動など、公共性のある事業が対象。

■補助金額:補助対象経費の3分の2まで

■補助限度額:1団体20万円



この委員会は、まちづくり基本条例に基づく「まちづくり」全般への町民参加、意見反映の機会となっている。

ふるさとづくり寄付制度(条例)

ニセコ町のまちづくりに共感した町外在住者から、ニセコ町に対して何かできないかという声が聞かれるようになっていた。また、自分が納める税金などを自らが関心を寄せる政策に使ってもらいたいという潜在的ニーズも少なかつた。しかし本町では、このような希望に応える受け皿が不十分であったため、これらに対応する1つの方策として、本条例を平成16年9月に制定した。

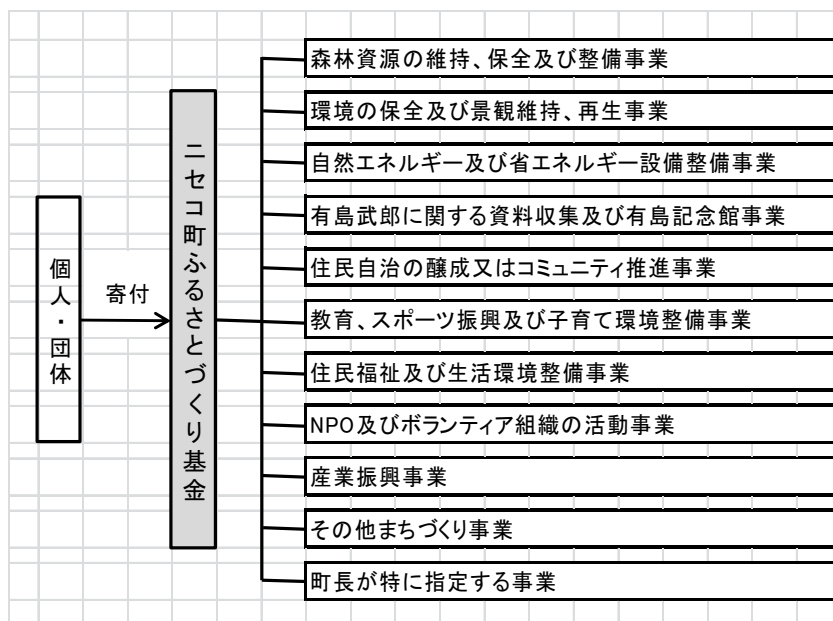
本条例では、本町が今後重点的に進める事業を11の分野に分け、寄付者はその分野を自ら選んで寄付する仕組みになっている。

この仕組みにより、寄付が多様な参加の手法、社会的投資など、さまざまな意味合いを持つと同時に、寄付を受けた町と寄付者との一体感を高めることが可能になった。

また、平成22年からクレジット納付システムを導入し寄付手続きの簡略化を図っている。さらに、平成30年10月よりポータルサイトの活用を開始したことで、地域活性化や様々な課題解決につながっている。令和2年からは地方創生にかかる事業に対して企業が寄付を行う「企業版ふるさと納税」もスタートした。

■寄付受領実績

(平成16年9月～令和5年3月末現在):185,496,860円



子どもにやさしいまちづくりの推進

ニセコ町は、(公財)日本ユニセフ協会が提唱している「子どもにやさしいまちづくり事業(CFCI)」に全国5自治体とともに実践自治体として参画している。子どもの権利条約に基づき、まちづくり基本条例第11条に「未成年の町民のまちづくりに参加する権利」を規定し、子どものまちづくり参加を進めている。



■小学生・中学生まちづくり委員会

子どもたちがまちづくりを考えるには、まずは自分の住むまちの理解を深めてもらうことが重要である。この委員会は、子どもたちにこれまで知らなかったさまざまな町の一面を知ってもらうとともに、自分たちの力でふるさとの課題を見つけ、提言してもらうことを目的に行っている。

設立年度は前述の「まちづくり委員会」と同じく、平成13年度。小学生まちづくり委員会は小学4～6年生、中学生まちづくり委員会は全学年が対象。どちらも委員数は10人、公募を基本として各学校から推薦された児童・生徒が委員として1年間の任期を務める。

ワークショップを中心に、フィールドワークを行い自分たちの眼で町の課題を確かめながら、子どもなりの議論、提言を行っている。

平成18年度は、景観条例に規定する「ふるさと眺望点」を探す取り組みを行い、町で初めての指定を受けている。



■子ども議会

選挙権がなく、発言の機会が少ない子どもたちにも、積極的にまちづくりに参加してもらう機会として平成13年から始まった取り組み。

議員となるのは、小学校4年生から高校3年生までの公募の児童・生徒(定員10人)。会場、説明員、進行方法なども全て、町議会と同様に進められる。本会議は一般質問のやりとり形式をとり、事前調査活動や議員同士の議論も行い、本会議後には、子ども議会で学んだことや、意欲・問題意識を次につなげられるようにまとめ活動を行っている。

子ども議会は、子どもたちが地域社会の構成員としてまちづくりに参加し、まちの課題と向き合い社会体験を積むことを通して、子ども自身の成長はもとより、より豊かな地域社会を創造することを主眼としている。一方、町も子どもに伝わるようにわかりやすく回答を準備したり、質問の実現の可能性を探ったりという努力を重ねることで、「まちづくり専門スタッフ」としての町職員の幅を広げ、役場の実行力向上にもつながっている。

■令和5年度予算額:16万円
(小中学生まちづくり委員会含む)

各議員からは多くの質問がぶつけられる。どの質問も、まちの課題を的確に捉えている。本会議や事後活動からの提案の中には、普段気づかない点や、新たな視点もあり「はっ」とさせられることも多い。



「環境モデル都市」の取り組み

■環境モデル都市とは

低炭素社会の実現に向け高い目標を掲げ、先駆的な取り組みにチャレンジする日本の23自治体が国から選定を受け、全国のモデルとして推進する取り組み。ニセコ町は2013年度に選定され、2018年度まで第

1次ニセコ町環境モデル都市アクションプランを実施。現在は第2次アクションプラン（2019～2023年度）を進めている。

■計画の概要

温室効果ガスの削減に取り組むだけでなく、地域課題を解決し、より良い町民の暮らしを形作ることを目的としている。そこで、温室効果ガス排出抑制目標の上位に「住民一人当たりの経済活動の活性化と温室効果ガス排出量抑制の両立」という住民生活や地

域経済、持続可能性を合わせた総合的な「基本目標」を設定している。本計画を推進し「現在世代のニーズ・未来世代のニーズの双方を満たし、持続可能な開発（Sustainable Development）」の基礎を固め、“環境モデル都市”として模範となる自治体を目指していく。

■2050年二酸化炭素排出実質ゼロ表明（ニセコ町気候非常事態宣言）

近年、地球温暖化が急速に進行し、深刻な気象災害が多発するなど、地球規模で環境の危機が進行している。その大きな要因となっている温室効果ガスについて、「気温上昇を抑えるには2050年までに排出量を実質ゼロにすることが必要」とされている。こうした目標達成に向け、ニセコ町においても、2020年7月に、気候変動が危機的な状況にあること

をしっかりと認識した上で、2050年には二酸化炭素排出実質ゼロ（ゼロカーボン）を目指すことを表明した。今後、温室効果ガスの排出を抑制する「緩和」と、すでに起こりつつある、あるいは起こりうる気候変動の影響に対処して自然や社会の在り方を調整していく「適応」の両面から、取り組みを検討し実施していく。

2015年から2050年までにCO₂排出量実質ゼロ

気候変動への対応

緩和

温室効果ガスの排出量を2015年比で2050年までに86%削減（アクションプラン）

森林の適切な管理の推進による二酸化炭素の吸収量など

適応

「ニセコ町気候変動適応方針」の策定

2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ（ゼロカーボン）

SDGs(エスディージーズ)の取り組み

SDGsとは2015年9月に、国連総会で採択された世界共通の「持続可能な開発目標」のことで、国連が17のゴールと169のターゲットと称される目標を掲げ、この目標を世界で共有、実践する行動指針のこと(例えば、「全ての人に健康と福祉を」、「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」など)。
ニセコ町は2018年6月、SDGsに関する優れた自治

体の取組みを国が選定する「SDGs 未来都市」に選定された(2023年度現在:全国182自治体/道内では、北海道・札幌市・下川町・上士幌町・ニセコ町の5自治体)。さらにその中から、具体的な事業展開について国が支援する「モデル事業」にも選定された(2023年度現在:全国60自治体)。

■具体的な取組事例

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

官民連携のまちづくり会社が主体となりモデル地区の形成



情報共有・住民参加の取組みを継続



地域コミュニティ活動の促進



■ニセコ町が取り組むSDGsの全体概要図



条例制定への道のり

条例のイメージ化（平成10年頃から3年程度）

町民講座などを通じて町民の問題意識や方向性の共有

「今の取組みや制度は今後どうなる？」
「町長が交代したら？」



「自治の基本となるような条例」が必要

これまでの取組みや仕組みを法的に支えていくには ▶ 「自治基本条例」策定へ

イメージの具体化へ（さまざまな手段）

町民参加の条例策定プロジェクト
町民講座などで継続議論「条例は住民を守る救命ボート」
外部有識者も入る広報広聴検討会議
自治体職員や研究者との連携（札幌地方自治法研究会など）
議会勉強会「基本条例は必要か」「条例制定で何が変わるか」

平成13年4月施行（採決時：賛成 10・反対 5）



賛成意見

「住民の権利を守るという議会の目的にかなう」
「地方分権としてやるべきこと」

反対意見

「規則や要綱で十分」「時期尚早」
「議会の役割をどうするか不明確」



条例の骨子（平成17年12月一次改正・平成22年3月二次改正）

● 町民の権利保護

情報提供を受ける権利、情報を自ら取得する権利、
機会均等（≠結果平等）の参加権、参加において差別されない権利、
子どもたちの参加権（こどもの権利条約をモデル）

● 町民自身の責務

総合的視点に立った言動、コミュニティを守り育てる

● 議会の役割と責務（議員提案により一次改正で追加）

意思決定機関、議決機関としての議会
情報共有と住民参加による議会
自主的、自立的な会期外活動
政策会議の設置
政策提言、立法活動を中心とした議員の役割

● 行政の役割と責務

町民への説明責任、参加の場確保、町民公募
特別職就任時の宣誓
意見・要望・苦情等への応答義務と町民の権利保護
まちづくりの専門スタッフとしての職員
法令遵守、政策法務の推進、危機管理体制の確立（一次改正で追加）

住民自治のための基本条例として、
理念・権利・制度を将来に向けて発展させる努力

ニセコ町の各施設概要 すべて住民参加により整備

学習交流センター「あそぶっく」

交流、情報集積機能を備えた図書館。さまざまな知識、情報に関する要求に対応するとともに、子どもたちの感受性や想像力を育む読書推進活動の拠点。運営は地域のみなさんによるNPO法人「あそぶっくの会」(会員数88名)が指定管理者として行っている。図書館の運営・管理業務は、司書の資格を持つスタッフが行い、小学校の読み聞かせや小学生を対象とした工作づくりなどの活動は9つのボランティアグループが活動している。

住民組織が運営を行うことにより、迅速、柔軟な、かつ住民の目線に立った運営がなされ、多くの地域の人々が集い交流する人気の施設。また、ニセコ町が進めるコミュニティ・スクールや社会教育活動の推進にも欠かせない地域の重要な施設でもある。

なお、当施設は旧郵便局舎を改修・増築し、活用することで建設費を大幅に削減し開設されている。

- 施設開設:平成15年4月
- 延床面積:551㎡(うち増築部分147㎡)
- 工事費:1億6,272万円
- 備考:ハートビル法適用施設
- 利用者数(令和4年度):23,521人



活動の様子



建物全景

綺羅街道(きらかいどう)

ニセコ大橋の着工を機に行われた、道道66号岩内洞爺線のニセコ市街地部の街路整備。いわゆるハード事業におけるニセコ町住民参加の始まりに位置する大規模事業。

本事業では、沿道の住民が協議会を組織し、地域の景観形成基準を設け、街づくり協定書のもとに統一されたニセコらしい景観を整備している。本事業は、住民による多くの議論・検討を重ねた結果、事業開始から完成まで14年を要した当町における大事業の一つとなった。なお、街路整備後の当該区間を活用し、ニセコを訪れる人々をもてなすため、町民や起業時構成するNPO法人「ニセコまちづくりフォーラム」が沿線住民と協力し、草花の植栽を毎年行っている。全国都市景観大賞など景観に関連した賞を多数受賞。

- 事業期間:平成元年
～平成14年

- 事業延長:1,680m

■事業概要:

- ・道路拡幅(歩道6m×2、車道11m)
- ・交差点改良
- ・各種建築物の意匠の統一・調和
- ・歩道のインターロッキング
- ・植栽及び照明等の統一・調和
- ・電線類地中化 ・小公園整備

- 総事業費:34億8,900万円



綺羅街道全景(中央の道路、上がニセコ大橋)



意匠を統一した風景(バス停、街路灯)



花々が美しい期間の綺羅街道

堆肥センター

ニセコ町におけるクリーン農業、地域循環型社会を实践するための中核施設。町内で飼養されている家畜約 800 頭分のふん(9.47トン/日)と、一般家庭や事業者から排出される生ごみ(0.93トン/日)、下水道汚泥(0.63トン/日)を堆肥化する。平成17年度からは指定管理者制度を導入し、施設の運営を地元の農協が行なっている。

本施設の操業開始により、ニセコ町で排出される生ごみはすべて資源化されることになった。あわせて下水道汚泥も堆肥化。



堆肥センターの見学

- 操業開始:平成14年12月
- 年間生産量(令和4年度):3,221トン
- 総事業費:6億1,467万円
- 堆肥販売価格:5,500円/トン(JA組合員)
6,600円/トン(JA組合員外)
- 堆肥化されるまでの所要日数:最短で98日



堆肥センター全景

一般廃棄物最終処分場

北海道内で初のクローズドデッキ型(屋根と壁がある)最終処分場。燃やすごみの焼却灰、破碎した燃やさないごみと粗大ごみ(焼却・破碎処理は羊蹄山ろく7町村広域で実施)を埋立処理する。埋立地に屋根と壁を設けることにより、周辺への環境負荷の低減と、水処理などの維持管理経費の大幅な削減が可能となった。

なお、本施設は忌避施設ということもあり、建設地選定段階から積極的に町民のみなさんと情報共有を進めながら建設した。建設中は建設地周辺の住民のみなさんを中心に、相当な批判や反対があったが、粘り強く対話を重ねることで無事に建設された。現在では、当時反対活動をされていた住民のみなさんの多くが町の諸施策に深く理解を示され、自主的に処分場周辺の植林活動などにも取り組まれている。これらは、当町がまちづくりを進めるうえで、対話や情報共有を重視してきたことによる成果の一つともいえる。

また、設計当初、本施設の利用期間は7年程度と予測されていたが、町民みなさん一人ひとりのごみの減量と分別によるリサイクルの取り組みにより、平成29年まで使用してきた。平成30年4月からは、既設の最終処分場については一定の残余量を確保して、民間施設へ埋立処分を委託している。

- 使用開始:平成14年12月
- 埋立容量:4,500m³
- 総事業費:8億6,643万円



屋根がある一般廃棄物最終処分場
(手前が埋立施設、奥が水処理棟・トラックスケール)



内部の様子
処理水の水质状況も毎年広報誌で公表されている

道の駅「ニセコビュープラザ」

本施設の立地場所は、ニセコ町市街地及びニセコ山系(ニセコ観光の中心地)の玄関口に位置する。町では、この立地の良さを生かし、地域振興の核施設として平成9年に本施設の整備を行った。

建物はフリースペース棟(直売コーナー、軽食コーナー)、トイレ棟、情報プラザ棟からなる。管理運営は(株)ニセコリゾート観光協会に委託。

■開設:平成9年5月4日

■建設費(当初):2億2,368万円 ■令和4年度までの増設・改修費:1億3,390万円

■年間利用者数(推計値):約80万人(令和4年度)



道の駅 ニセコビュープラザ建物全景

■フリースペース棟の運営「ニセコビュープラザ直売会」

ニセコの農産物、特産物を販売するフリースペース棟は本施設の目玉というべき施設である。本直売会フリースペース棟は、平成9年に道の駅ニセコビュープラザとともにオープン。当初は、町内の7戸から始まり、現在は農産物販売58件までとなり、新鮮さ・安価・豊富な品数などが好評を得て、いまやニセコを代表する観光客の人気スポット。平成16年には商品補充のためPOS・バーコードシステム、21年には生産者情報がわかる販売管理システムを独自に導入し、平成25年4月には任意団体から中小企業協同組合へ移行し、更なる発展へ組織の強化と、サービス・売り上げの向上を図っている。

直売所に参加する農家等は、入会者の決定や来場者への対応などについて独自の決まりを設けている。また、農産物等の直売コーナーには、会員が毎日当番で常駐し、商品説明を行いながら消費者ニーズを把握し、顧客満足度の向上に役立っている。

■年間売上高(令和4年度):約3億3,100万円

■会員数:63人

■直売会運営経費:各会員が売上の15%を会に納入

- 直売会のメリット:①在庫を持たずに済む
②生産者の自主的組織であること
③生産者の顔が見える販売

■(株)ニセコリゾート観光協会

平成15年、全国で初めて株式会社化した観光協会。株式会社化以降、オリジナルの旅行商品や特産品開発に積極的に取り組んでいる。

■設立:平成15年9月1日

■資本金:2,000万円

■年間売上高(令和4年度):約1億4,828万円

■株主:ニセコ町民(公募)50%・ニセコ町50%

- 株式会社化のメリット:①意思決定の迅速化
②協会及び各加入者の責任ある観光振興
③積極的で柔軟な商品開発・事業展開
④町補助金の大幅削減



農産物等の直売コーナーでは、会員ごとに商品を陳列



観光協会では、情報センター棟での特産品販売も積極的に行う

ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯(きらのゆ)」

道道66号岩内洞爺線のニセコ大橋開通(平成6年11月)により、交通量の減った字中央地区の地域振興策として計画された施設。本施設の建設においても、計画段階から住民との情報共有を重ね、設計案の選考は事業別検討会議(住民参加)のもと行われた。

本施設の計画段階では、大規模施設や「身の丈にあった」施設など、町民からさまざまな要望が出された。しかし説明会を重ねるうち、「行政と住民」ではなく「住民と住民」による対話が生まれ、結果、その対話により施設の概要・規模が決まった。本町ではこの施設の建設を通じ、情報共有・住民参加の重要性(物事を決定する過程を共有することで、何故そのような結果になったのかということを一一人ひとりが理解し行動できる、など)を実証することができた。そのような面では、当町のまちづくり基本方針の象徴的な施設の一つといえる。

なお、開業当初は第3セクター方式の運営だったが、平成16年4月からは指定管理者制度を導入し、一層適正な管理と利用者サービス向上に取り組むとともに、周辺地域の活性化イベントなどに中心的な役割も担っている。

また、令和元年度には休憩所に断熱性能の高い内窓を施工するとともに電灯をLED化するなどの省エネルギー対策を実施。さらに、LPガスを燃料とするコージェネレーションの導入と、温泉排湯から熱を回収する設備を導入して効率的にエネルギーの供給を行っている。

■開業:平成13年6月1日

■建設費:8億7,232万円

■年間利用者数(令和4年度):139,064人

■指定管理者:(株)キラットニセコ



綺羅乃湯全景(ニセコ駅前に位置する)

ニセコ中央倉庫群

以前は羊蹄山ろくの農産物の集積場として賑わっていた倉庫群を、再び町民や観光客が集い新たなにぎわいの場所として再生させるべく、農協より土地建物を購入し、再整備した施設。本施設の再整備においても、計画段階から住民との情報共有を重ね、再整備後の施設のあり方も検討委員会等で議論し改修を進めた。

本施設は6棟の倉庫及び広場からなる倉庫群で、3棟は民間企業に貸し出し、2棟は指定管理者制度により地域の交流施設として運営し、残り1棟を町の備品類を収納する倉庫として使用している。

指定管理者制度による管理運営をしている2棟の施設は、地域の交流施設としてニセコ中央倉庫群の中核となっており、近年盛んな外国資本による対日直接投資を地域経済循環に生かすための情報の集約を進めている。また、同施設には都市部の企業によるテレワークやワーケーションを可能とする設備を整備し、地域おこし協力隊(R5当初:28名)の活動拠点としても活用するなど、交流・情報の拠点化を進め、ニセコ町への企業進出や移住促進に役立てている。

■開業:平成28年7月1日

■整備事業費:2億7,270万円

■年間利用者数(令和4年度):10,835人

■指定管理者:(株)住まいるニセコ(地域おこし協力隊 OB 起業法人)



ニセコ中央倉庫群(旧でんぷん工場)



ニセコ中央倉庫群(旧でんぷん工場内部)

ニセコ町役場新庁舎

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災を契機にニセコ町役場新庁舎の建設の議論が始まった。旧庁舎は建設から50年の年月が経過し老朽化も著しく、有事の際の防災活動拠点としての機能を果たせないことが懸念されており、防災拠点となりうる新庁舎の早急な整備が必要だった。一方、市街地においては隣接する公民館の廃止や道道ニセコ停車場線の歩道拡幅整備が進行しており、役場庁舎周辺の有効的な土地利用を含めた市街地環境の整備も必要だった。

新庁舎においては防災拠点整備という側面だけではなく、来庁舎の利便性向上、職場環境の改善、周辺敷地の一体的利用など多様な庁舎機能を十分な住民合意の中から検討し、ニセコ町の未来を支える“まちづくりの拠点”創造の方向性を示す検討を行った。

環境にも配慮し、高性能断熱材、高性能窓の導入により、躯体外皮性能0.18W/m²・kを実現、全国の庁舎でもトップレベルの省エネ建築となっている。このほか、キッズコーナーや授乳室を設けたほか、すべてのトイレにベビシートを設置。展示コーナーや待合スペースには、町内木工作家による椅子やテーブルを配置している。

当初旧庁舎の耐震改修及び一部防災センターの増築を検討していたが、2016年の熊本地震後、有利な財源が新設され、庁舎と防災センターを一体として整備する方針とした。2017年度に基本設計、2018年度に実施設計を実施。2019年6月24日から工事を開始し、2021年3月19日に竣工を迎えた。

■建設位置:字富士見55番地

■敷地面積:2,480.07m² ■建築面積:1,697.70m² ■延床面積:3,374.22m²

■高さ・構造:15.61m・地下1階地上3階／鉄筋コンクリート造

■駐車場台数:9台

■工事費:18億6,230万円



町民窓口がまとまった執務室1階



まちの情報が集まる展示コーナー



4か所ある個室会議室1階



バリアフリートイレ



多目的に利用できる平戸土間の
町民ホール(3階)

ニセコ子ども館

木材をふんだんに使い、暖房に地中熱ヒートポンプを採用、建物全体の断熱を強化し、徹底した省エネを実現した学童保育施設。断熱材にも木質断熱材を使用、窓ガラスは三重構造となっている。

以前の学童保育所は、ニセコ小学校の余裕教室を利用し、定員 40 名で運営を行ってきた。しかし、近年のニセコ小学校の児童の増加に伴い、余裕教室を学童保育所として利用することができなくなり、ニセコ小学校の校門隣に新築した。小学校のグラウンドに隣接しているため、児童の安全面が確保されることや地域住民の目も届きやすい場所となっている。

■施設開館：平成28年4月1日

■整備事業費：1億4,167万円

■学童人数(定員)：80名



ニセコ子ども館外観



町内のカラマツ材等を使用

各施設の担当

各施設についてさらに詳しい内容を希望される場合は、下記の担当部署までお問い合わせください。

- 学習交流センター「あそぶっく」 <NPO法人あそぶっくの会>
電話 0136-43-2155 担当＝小坂みゆき(事務局長)
あそぶっくホームページ <https://asobook-lib.com>
- 綺 羅 街 道 <都市建設課> 電話 0136-44-2121 担当＝金澤
<ニセコ町商工会> 電話 0136-44-2214 担当＝大野
<https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/jorei/kirakaido/>
- 堆 肥 セ ン タ ー <農政課畜産係> 電話 0136-44-2121 担当＝稲森
- 一般廃棄物最終処分場 <町民生活課町民生活係> 電話 0136-44-2121 担当＝松澤
- 道の駅 ニセコビュープラザ
○ニセコ駅前温泉 綺羅乃湯 <商工観光課商工観光係> 電話 0136-44-2121 担当＝川楚
※道の駅全般と綺羅乃湯以外の詳細な内容は、下記にお問い合わせください
(株)ニセコリゾート観光協会 電話 0136-44-2420 担当＝四條
ホームページ <https://www.niseko-ta.jp/>
ニセコビュープラザ直売会 電話 0136-44-3433 担当＝奥芝
ホームページ <http://www.niseko-viewplaza.jp/>
- ニセコ中央倉庫群 <企画環境課自治創生係> 電話 0136-44-2121 担当＝島崎
<ニセコ中央倉庫群> 電話 0136-55-5538
- ニセコ子ども館 <こども未来課こども未来係> 電話 0136-44-2101 担当＝谷井・齊藤
<ニセコ子ども館> 電話 0136-44-2323 担当＝新井・久積・井上
- 北海道インターナショナル・スクール ニセコ校
<HIS 北海道インターナショナル・スクール ニセコ校> 電話 0136-55-5252

～外国人定住化に関する受入態勢～
北海道インターナショナルスクール・ニセコ校

【設立の経緯】

平成24年(2012)1月に北海道インターナショナルスクールニセコ校(以下、HIS)が開校した。町では、他の施設との交流など立地条件を勘案し、旧ニセコ幼稚園舎に約6千万円をかけ国際交流施設として改修、校舎をHISへ無償貸与することとした。背景には、①海外からの観光投資と定住外国人の増加、②これに伴い外国人による教育環境の充実を望む声があがっていたこと、③HIS札幌校に進出の意向があったことなどがあげられる。町としても、「小さな世界都市(当時の総合計画)」として、①働きやすく定住しやすい環境を提供すること、②ニセコ小中学校の生徒を中心とした町民にさまざまな文化的刺激があること、③外に対して常にオープンに、国際交流の新たな展開を創造していくニセコ町のまちづくり方針など、とうまく合致したことが誘致の大きな要因となった。

【HIS ニセコ校の地域との交流事例】

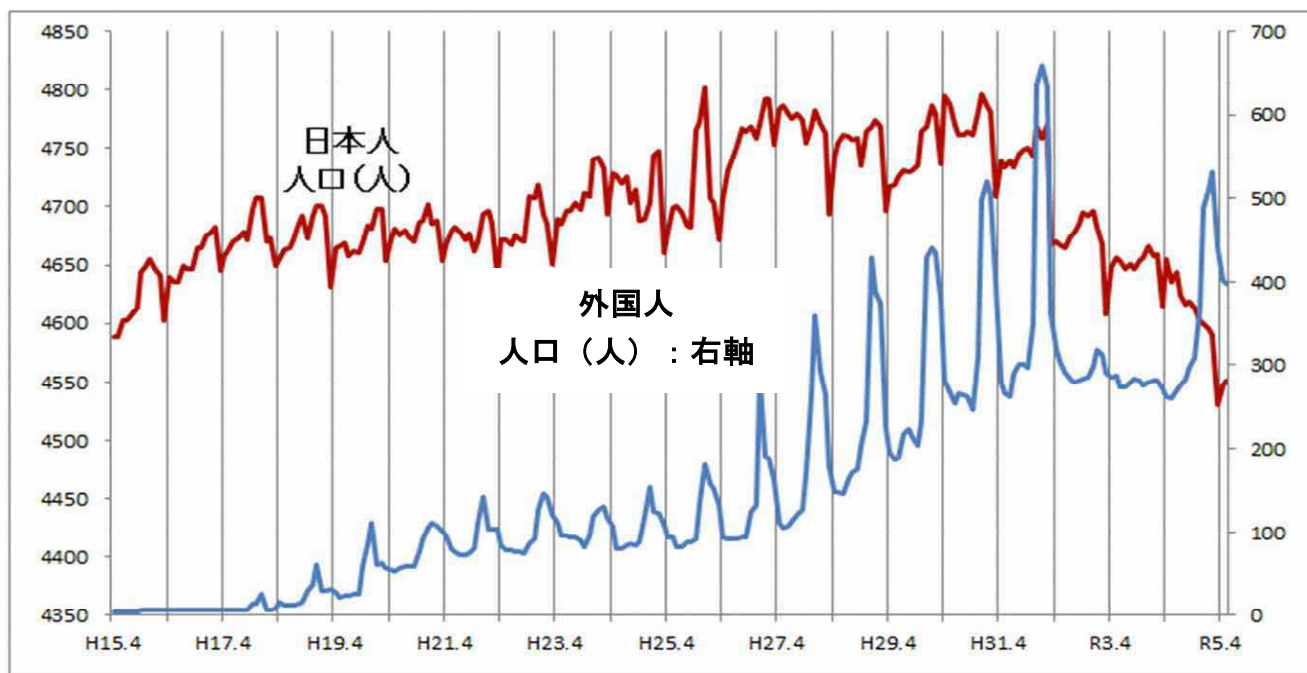


1. ニセコ小学校とは年2回お互いの学校を行き来して、体育やIPC(インターナショナル・プライマリー・カリキュラム)に関するプログラムを実施しています。
2. 近藤小学校との田植えや稲刈り体験。
3. 幼児センターと「あそぶっく」では、英語の本を用いて定期的な「読み聞かせ」を行い、どなたでも英語に触れられる機会を設けています。
4. 国際交流員が定期的にHISにお邪魔し、英語や中国語といった多言語での「読み聞かせ」を行っています。
5. 毎年10月のニセコハロウィンなどを、町と一緒に盛り上げています。



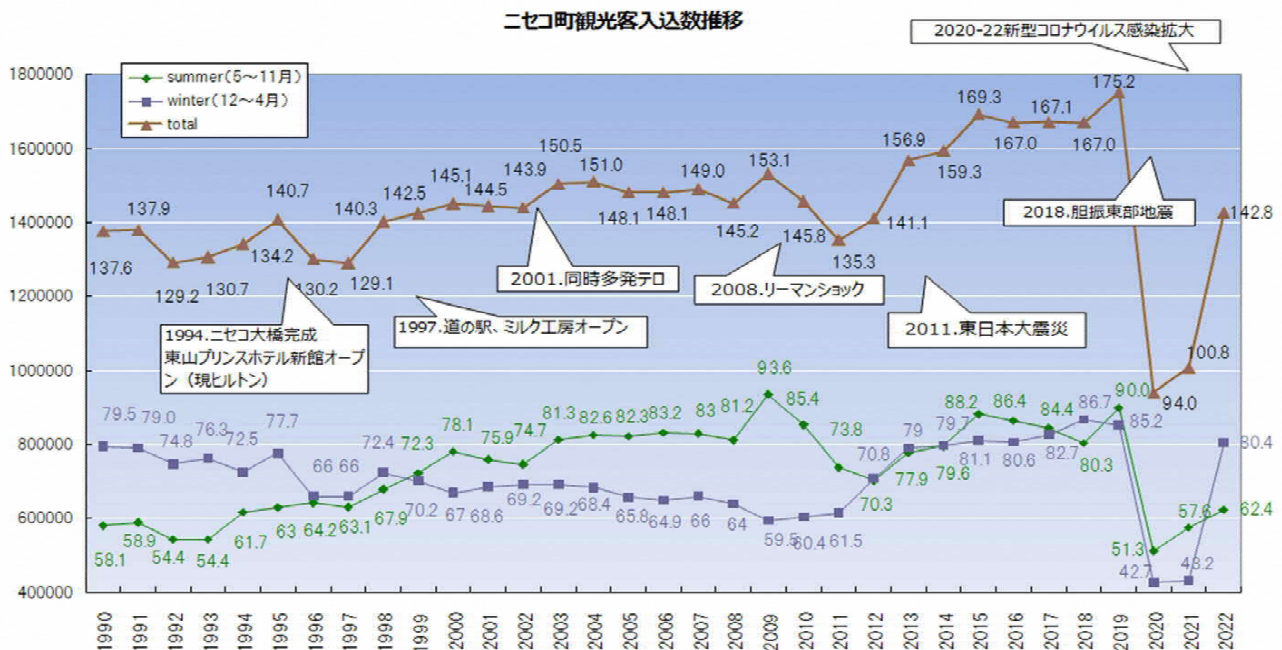
ニセコハロウィンは外国人住民との協働イベントとして、10年以上続く

平成15年4月から令和5年4月まで20年間の人口推移(単位:人)



ニセコ町の観光

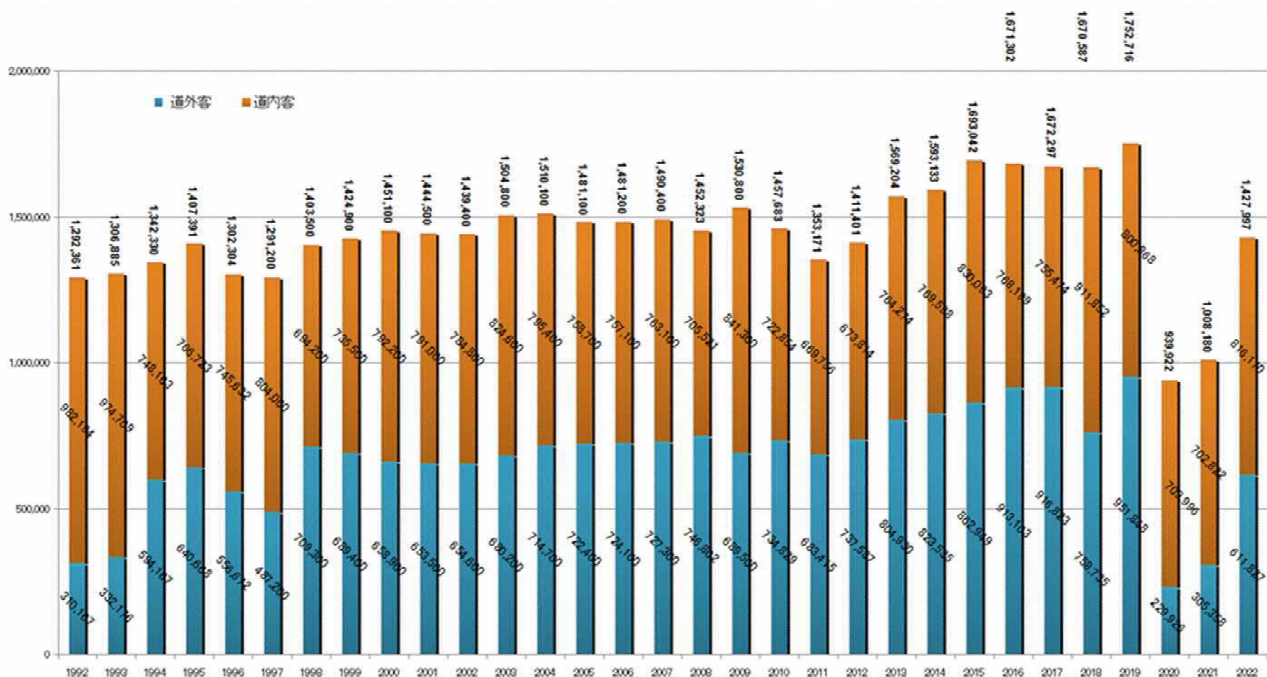
観光客入り込み数の推移（ニセコ町商工観光課調べ）



ニセコ町の観光客入り込み総数は、コロナ禍前、海外からの観光客や道の駅などの入込増加により過去最大級の入込状況にあった。季節で見ると、1999(平成11)年度から夏と冬の入込み数が逆転しており、かつてのスキー場中心だったニセコの観光に変化が見られたが、2014(平成24)年以降、ニセコのパウダースノーをはじめとするスノーリゾートの魅力が再び注目を浴び、海外からの冬の入込み数が増加し、夏冬拮抗した入込となっている。

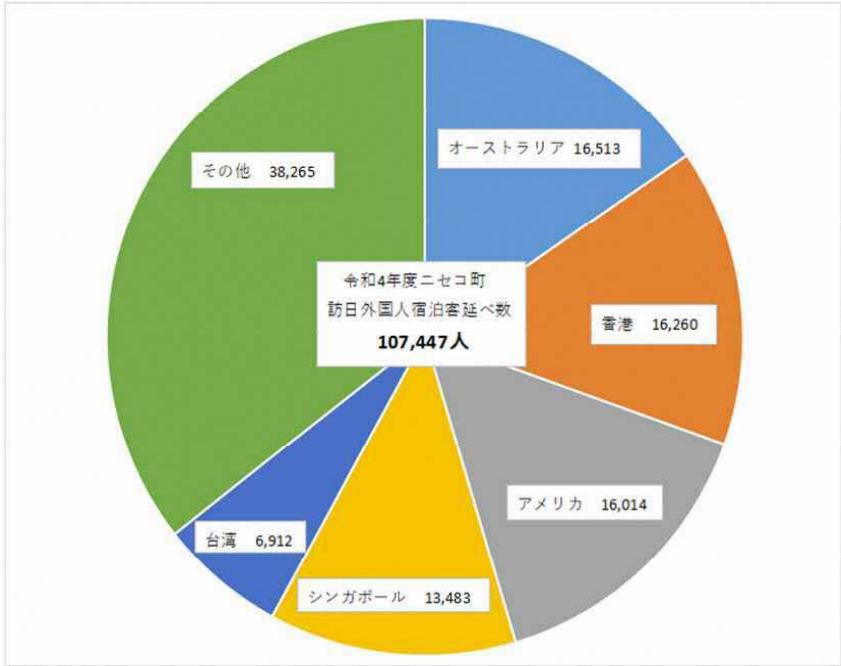
2020・2021(令和2・3)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた。

2022(令和4年)年度観光客入り込み状況（ニセコ町商工観光課調べ）



これまでニセコでの観光客入り込み数の特徴は、1月と8月にピークを持つ二峰型であった。スキーシーズンの冬と、様々なアウトドアスポーツを楽しむことができる夏にニセコを感じる人が多いと考えられる。またニセコの温泉の魅力も国内外から注目されている。令和2・3年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を大きく受けた。

外国人外国人宿泊客の状況（ニセコ町商工観光課調べ）



※参考（コロナ禍前と比較）

令和元年度訪日外国人宿泊延べ数

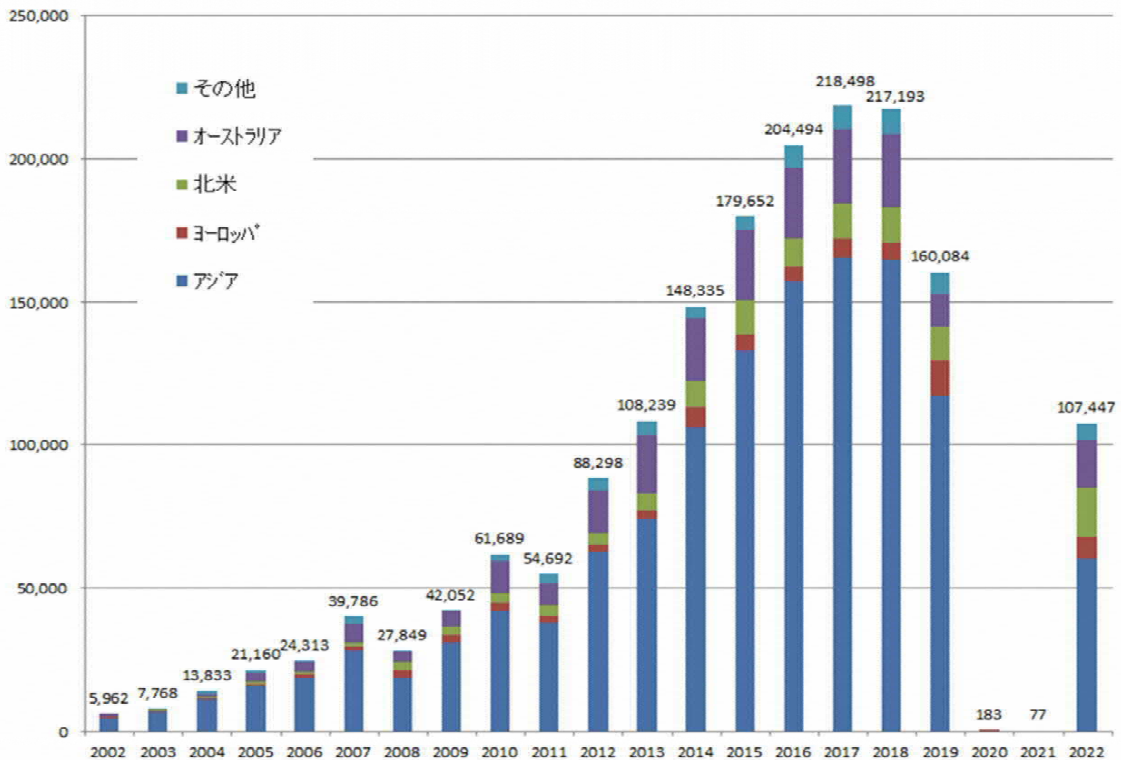
合計 160,084 人

<上位5カ国>

- 1位 中国 67,764 人
- 2位 香港 13,249 人
- 3位 オーストラリア 11,600 人
- 4位 アメリカ 10,846 人
- 5位 韓国 10,359 人

ニセコ町への外国人宿泊客(延べ)数は、不況や災害などによる影響を除くと、コロナ禍前まで、右肩上がりを継続していた。国別の状況を見ると、特にアジア、オセアニアからの来訪者が多く、近年は東南アジアや欧米諸国からの入込も増加していた。全国的に好調なインバウンドではあったが、ニセコ町においては、継続的な海外向けのプロモーションやこまめな情報発信などにより、ニセコエリアのスノーリゾートとしての認知度が上がったことが主な要因と推測される。

各年度（4月～3月）外国人観光客宿泊客の推移



巻末資料その1 ニセコ町を取り上げた書籍

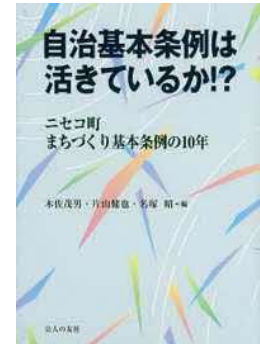
ニセコのまちづくりは、さまざまな出版でも紹介されています。その一部をご紹介します。

■自治基本条例に関するもの

○自治基本条例は活きているか？

まちづくり基本条例が制定されてから 10 年を振り返り検証

著書:木佐茂男・片山健也・名塚昭 出版社:公人の友社
定価 2,730 円 ISBN:9784875556008



○「わたしたちのまちの憲法」ーニセコ町の挑戦ー

ニセコ町まちづくり基本条例の制定過程が分かります。

編著:逢坂誠二・木佐茂男 出版社:日本経済評論社 定価:2,100 円(税込)
発売:2003.3 ISBN:4818815020

○北海道行政基本条例論(地方自治土曜講座ブックレット No.87)

著者:神原 勝(北海学園大学教授) 発行:北海道町村会 出版:公人の友社
定価 1,100 円 ISBN:4875553803

■ニセコ町職員による出稿等

○情報共有と自治体改革(地方自治土曜講座ブックレット No.72)

著者:片山健也 発行:北海道町村会 出版:公人の友社
定価 1,000 円 ISBN:4875553668

○まちづくり基本条例のその後(季刊・自治体法務研究 2005 年冬号)

著者:加藤紀孝 発行:ぎょうせい

○連合自治の可能性を求めて(地方自治土曜講座ブックレット No.109)

発行:北海道町村会 出版:公人の友社
定価 1,000 円 ISBN:4875553978

○寄付によるまちづくりへの参加とは(自治体法務ナビ No.2 2005 年)

著者:福村一広 発行:第一法規

○流域連携による尻別川の環境保全(自治体法務ナビ No.14 2006 年)

著者:加藤紀孝 発行:第一法規

■逢坂誠二氏(前ニセコ町長) 関連

○「町長室日記」ー逢坂誠二の眼ー

出版社:柏艚舎 定価:1,600 円(税込) 発売:2004.8
ISBN4-434-04724-8

○自治体再生へ舵をとれ

著者:福岡 政行・逢坂 誠二ほか 4 人 出版社:学陽書房 価格:¥1,680(税込)
発売日 2002.6 ISBN: 4313161031

このほかにも、「月刊 地方自治職員研修」(発行:公職研)、「自治体法務NAVI」(発行:第一法規)などの雑誌にも多く取り上げられています。

巻末資料その2 ニセコ町まちづくり基本条例の概説

「ニセコ町まちづくり基本条例」の概説です。

条文ごとの解説は、ニセコ町公式ウェブサイトに掲載してありますので、そちらをご覧ください。

まちづくり基本条例のページ

https://www.town.niseko.lg.jp/chosei/keikaku/machizukuri_jorei/machizukuri_jorei/

○「自治基本条例」としての性格

本条例は、「自治」の「基本」となる意味で「自治基本条例」の概念を持つものである。「自治基本条例」は、憲法その他国法に準ずべきものがなく、地方分権を進める中での新たな概念である。住民の権利保護やそのための制度保障など、自治実現のための基本となる条例として、また、自治の本旨（住民自治及び団体自治）を法的側面から支える条例として期待される。今後この概念を自治のさまざまな実践の中で定着させていくことが、最も重要である。

○「基本条例ありき」ではないニセコ

自治基本条例制定の動きは、ともすれば条例制定そのものが最終目的にすりかわる危険性を持っている。本町では、これまでのさまざまな取組みを法令で裏打ちするために本条例を制定したのであり、条例制定は自治の実践が基盤にあつてこそ可能である。

従って、本条例に盛り込まれた制度すべてを新たに運用するものではない。既に運用されている制度も多い。

○町民憲章との違い

本条例が基本理念だけを規定したものであれば、町民憲章と変わらない。また、制度だけを規定したものであれば、「基本」とすべき意味がない。本条例は、理念、制度共に盛り込まれた総合的な条例であり、特にわたしたち町民の権利を明示し保護する点、従来の町民憲章とは性質を異にするものである。そもそも、本条例が理念条例か制度条例かという分類にはなじまない。

○「育てる条例」としての位置づけ

本条例は、時代や社会経済の状況に応じ、わたしたち町民で「育てていく条例」である。本条例第55条において、他の条例が本条例を尊重する規定（本町における条例の中の最高法規的性格）を技術的に担保しているが、本条例そのものの改廃については他の条例と同じ手続きを踏むものであり、「育てる」ことを妨げてはいない。

○条例に罰則はつきものか

本条例に罰則はない。社会一般に「条例」というと、「住民を縛りつけ、違反者は罰せられる」という捉え方をされがちである。本条例は自治の基本となるものであるため、条例の実効性は、わたしたち町民自らが実践することにより保つものであり、そこにおいては罰則を必要としない。

○「自治基本条例」という名称について

「まちづくり憲法」「まちづくりのきまり」など、より分かり易い条例の名称の検討が今後必要である。本条例に「条例」と名付ける必要があるのかという疑問が残ったが、「住民自治＝まちづくり」と捉え、「まちづくり基本条例」とした。

○本条例の運用により何が変わるのか

目に見えて変わることは少ない。いままでのニセコの取組みや実践を法令で裏打ちするためのものであり、町民の権利が侵害されたときに大きな力を発揮することとなる。

まちづくりのためのしくみを具体的な権利や制度として定めたものであり、わたしたち町民自らの運用次第で、ニセコのまちづくりそのものも大きく変わる。

○「自治基本条例」が「条例」としてこだわる理由

本条例の性格から、「規則や要綱という形をとってもよいではないか」という議論がある。議会、そして町全体で議論して初めて町の憲法的性格を持つ存在となるため、町長の執行権内に留まる「規則」では、こうした存在となり得ない。

そもそも、本条例の制定意図は、まちづくりのための基本的な考え方やしくみを定めるものであり、自治の理念を町の姿勢として明確に持つためのものである。そのためには、自治体独自の最高法令である「条例」として制定することが必要である。

○本条例の下に規則や要綱を整備しない理由

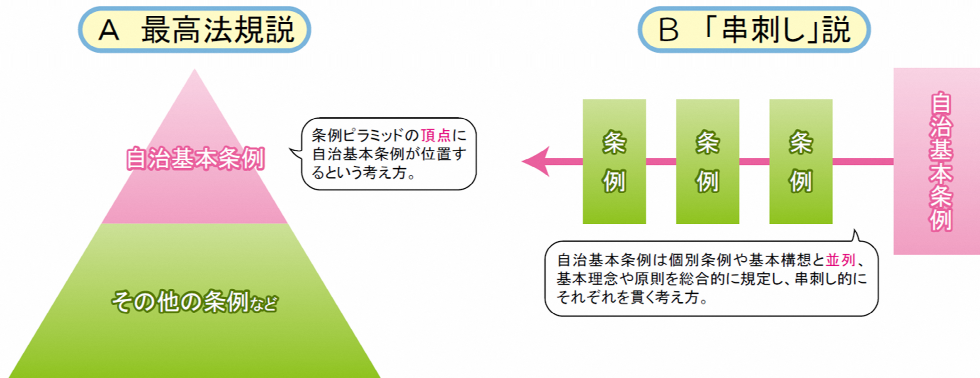
自治体の「憲法」として本条例を考えると、理念と制度が混在する本条例に付随する規則や要綱は、かえって法令の体系を複雑化するだけであり、わたしたち町民にとっても分かりにくいものとなるため必要としない。一方で、本条例第56条に規定する分野別の基本条例整備は、条例全体の体系化を進めるために必要となる。

○自治体「憲法」としての性格

本条例のような自治基本条例が、自治体のいわば「憲法」としての性格を持つという考え方の背景には、以下の2つの考え方がある。本条例は以下2つの考え方の両面を持ち、どちらにあてはまるかの判断は行っていない。

- A 最高法規説～自治基本条例は個別条例や基本構想の上位に位置する最高法規(規範)として、名実共に自治体の最高条例とする考え方。(条例ピラミッドの頂点に自治基本条例が位置するという考え方。)
- B 「串刺し」説～自治基本条例は個別条例や基本構想と並列であるが、それぞれのよって立つべき基本理念や原則を総合的に規定し、いわば串刺し的にそれぞれを貫くという考え方。

<概念図>



○「議会基本条例」及び「行政基本条例」としての性格

議会議員が町民からの信託をもとに活動を行うとき、また、町職員がまちづくりの「専門スタッフ」として仕事を進めるとき、本条例は、そのよって立つべき基本法令としての性格を併せ持っている。

※ 議会に関する規定(第6章)は、本条例の一次改正(平成17年12月)により追加。



作成 北海道ニセコ町 〒048-1595 北海道虻田郡ニセコ町字富士見 55 番地

TEL0136-44-2121 FAX0136-44-3500 公式ウェブサイト <https://www.town.niseko.lg.jp/>

■この資料のお問い合わせ／企画環境課広報広聴係 担当＝大野・青木

メール koho@town.niseko.lg.jp

ニセコ町まちづくり基本条例の構造図

北海道ニセコ町 2010年3月改訂

